

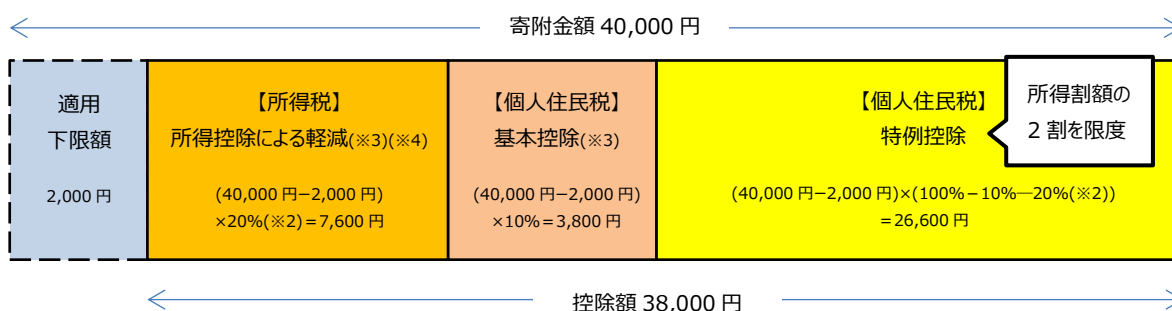
## ふるさと納税の概要について

### 1. ふるさと納税制度とは

ふるさと納税は、2,000 円の自己負担で自治体に寄附ができる制度です。2,000 円を超える部分については、一定の上限まで、所得税と個人住民税から全額控除されます。

神戸市では、ふるさと納税していただいた方に特産品などの返礼品を送付しております。ただし、地方税法の改正に伴い、神戸市内にお住まいの方への返礼品の送付はとりやめております。

#### 【控除イメージ<sup>(※1)</sup>】



- ※1 年収 700 万円の給与所得者（夫婦なしの場合、所得税の限界税率は 20%）が、地方団体に対し 4 万円の寄附をした場合のもの。  
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により 0~45%の間で変動する。なお、平成 26 年度から令和 20 年度については、復興特別所得税を加算した率とする。  
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額の 40%、個人住民税（基本分）は総所得金額の 30%が限度。  
 ※4 確定申告しない場合は、同額が個人住民税からの控除となる。

### 2. ふるさと納税の返礼品を提供するメリット

神戸市以外にお住まいの方にも商品を知ってもらえる。

→神戸市の返礼品は、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、「ANA のふるさと納税」や「楽天ふるさと納税」に掲載しております。

### 3. 寄附額について

提案価格（原則として送料込みの総額）が寄附額の 3 割以下となるよう寄附額を設定します。

（例）

| 購入価額              | 区分         | 寄附額       |
|-------------------|------------|-----------|
| 1 円～3,000 円       | 3,000 円相当  | 10,000 円  |
| 3,001 円～6,000 円   | 6,000 円相当  | 20,000 円  |
| 6,001 円～9,000 円   | 9,000 円相当  | 30,000 円  |
| 9,001 円～15,000 円  | 15,000 円相当 | 50,000 円  |
| 15,001 円～30,000 円 | 30,000 円相当 | 100,000 円 |
| 30,001 円～6,0000 円 | 60,000 円相当 | 200,000 円 |

※その他、これによりがたい場合は別途決定する。